

④ 若者の意識・意向

就労状況

若者全体では、正社員で働いている人が最も多くなっています。一方で、契約社員、派遣社員、パート・アルバイト等で働いている人も1割程度います。

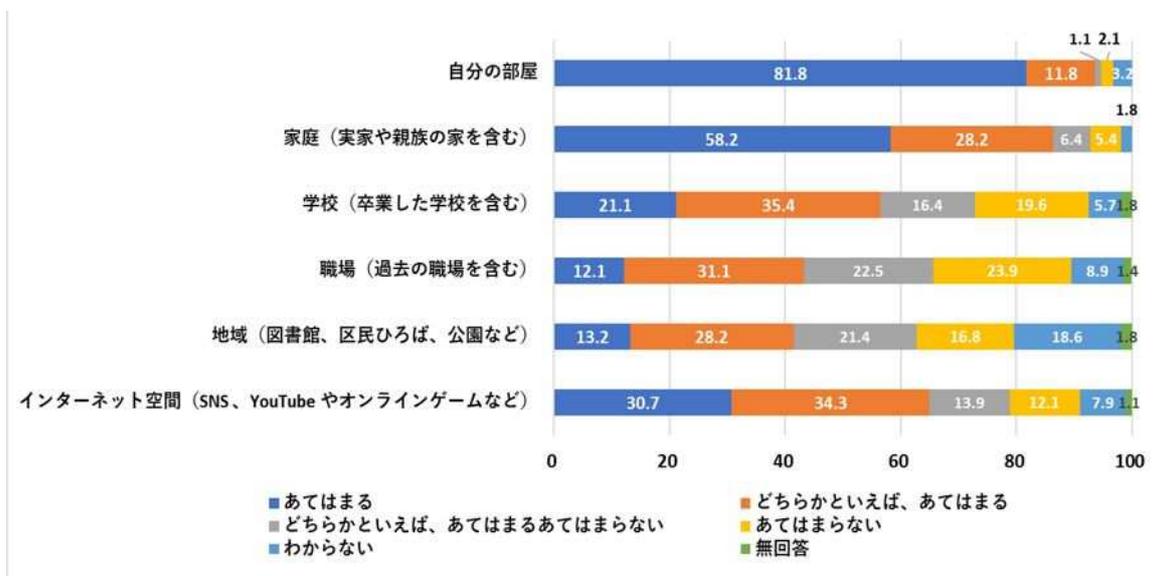
全体の3割程度が学生・生徒となっています。



若者の居場所

若者の半数以上が自分の部屋や家庭を自分の居場所と回答しています。その他、3割程度の若者がインターネット空間を居場所であるとして回答し、2割程度の学生が学校を居場所であると回答しています。

■ 次の場所は、今のあなたにとって居場所となっていますか。



第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

若者の約2割が「自分には話せる人がいない」、「自分はまわりから取り残されている」と感じています。また、2割弱の若者が「自分はひとりぼっち」だと感じています。

■あなたは、自分には話せる人がいないと思いますか



■あなたは、自分はまわりから取り残されていると思いますか

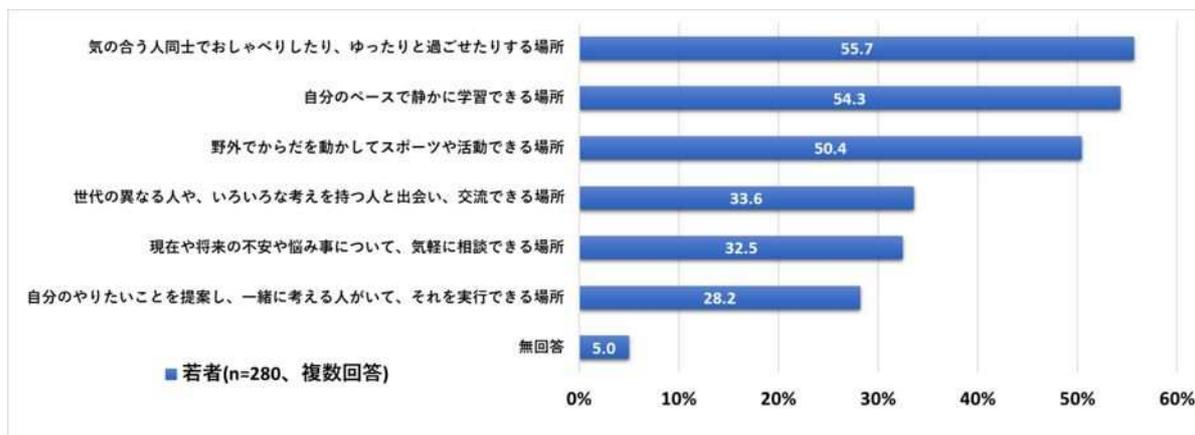


■あなたは、自分はひとりぼっちだと思いますか



地域の中にどのような場所があるとよいと思うかを聞いたところ、約半数の若者が「気の合う人同士でおしゃべりしたり、ゆったりと過ごせたりする場所」、「自分のペースで静かに学習できる場所」、「野外でからだを動かしてスポーツ活動ができる場所」と回答しました。いずれの選択肢に対しても約3割以上の若者がいるとよいと回答しました。

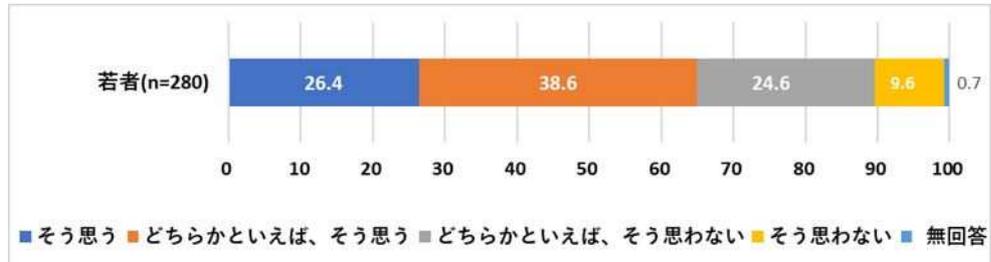
■あなたは、地域の中にどのような場所があるとよいと思いますか



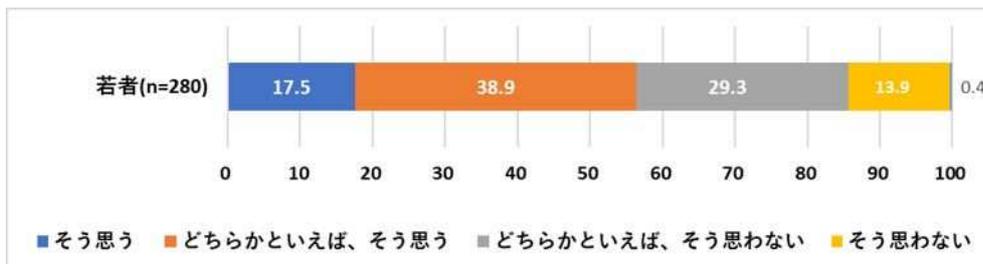
若者の自己肯定感・自己有用感

自分を好きかという質問では、回答した65%の若者が「好き」もしくは「どちらかといえば好き」として回答しました。「自分の将来は明るいと思う」と回答する若者は約6割である一方、約4割の若者が、「自分が役に立たないと感じている」と回答しています。

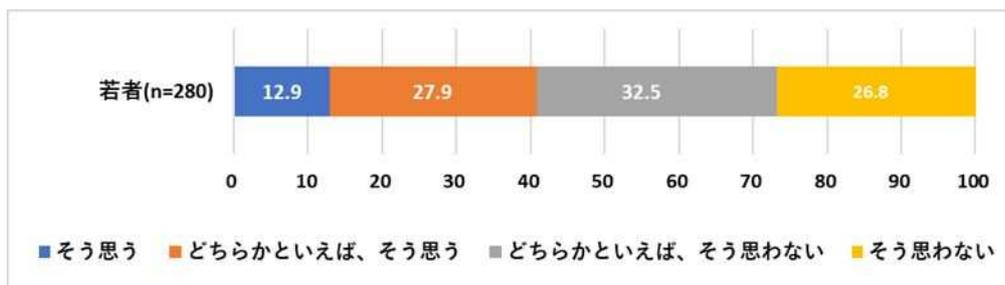
○自分を好きだと思っているか



○自分の将来は明るいと思っているか



○自分が役に立たないと強く感じているか

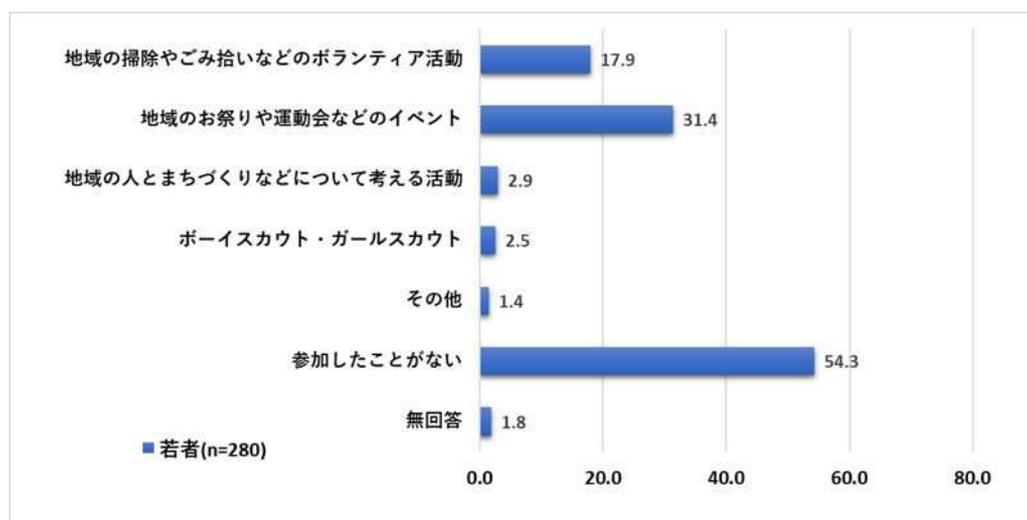
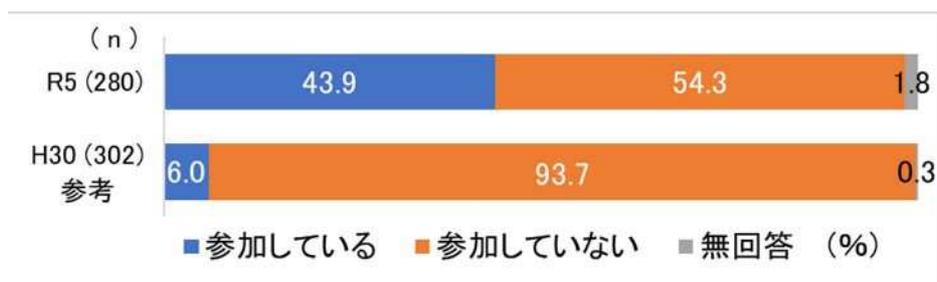


第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

地域活動への参加状況

若者の半数がこれまでに地域活動に参加したことがあると回答しています。具体的には、「地域の清掃やごみ拾いなどのボランティア活動」、「地域のお祭りや運動会のイベント」へ参加したことがあると回答した若者の割合が高くなっています。

- 【R5】 これまでに参加したことがある活動
- 【H30】 この一年間に参加したことがある活動（参考）



選挙への参加状況と参加意向

「毎回行っていた」が最も多く 47.1%、次いで「ときどき行っていた」が 36.4%、「行っていない」が 15.7%となっています。また、80.7%の若者が今後国政選挙や地方選挙へ「行く」と回答しています。

- これまでに国政選挙や地方選挙に行っていますか



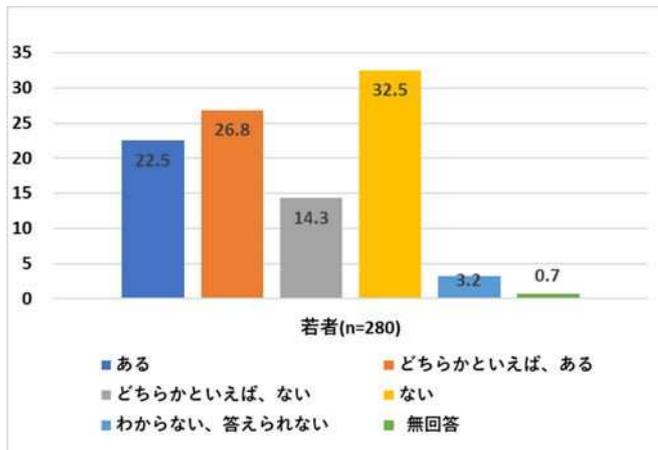
■今後、国政選挙や地方選挙に行きますか



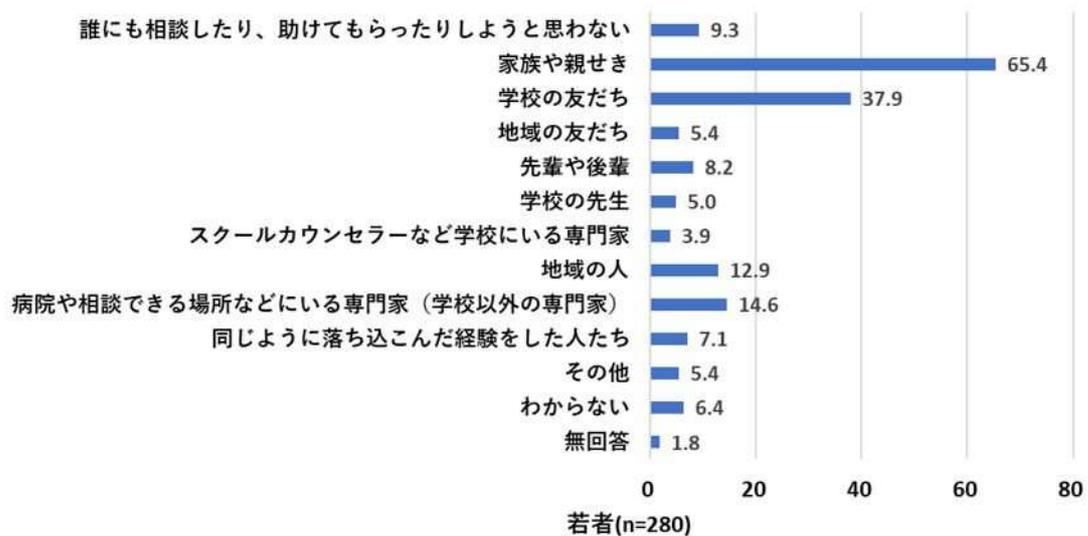
悩みや困っていることについて

若者の約5割が社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなった経験があると回答しています。その時の相談先は、「家族や親せき」、「学校の友達」へ回答した割合が高くなっています。

■今までに社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったことがありますか



■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなくなったときに、どういった人に相談しますか



(3) 子ども・若者の意識・意向〈ヒアリング調査の結果〉

調査目的

アンケート調査では把握しきれない子どもの思いや、困難を抱える子ども・若者の実態や意識を把握することを目的に、関係機関や団体の協力を得て、子ども・若者へのヒアリングを実施しました。

調査実施場所

(1) 子どもの居場所

①子どもスキップ、②中高生センタージャンプ、③子ども食堂、④プレーパーク

(2) 困難を抱える子ども・若者

- ①障害を持つ児童を受け入れている子どもスキップ
- ②外国籍の子どもを対象に支援を行う団体
- ③多様な性自認・性的指向の子どもを支援する団体
- ④不登校・ひきこもりの経験がある子ども
- ⑤虐待・DVなどの被害を受けた子ども

調査結果（ヒアリングから分かったこと）

【子どもの権利に関すること】

○いずれのヒアリング対象施設・団体においても「豊島区子どもの権利に関する条例」を知らない、なやみみやパンフレットを見たことはあるが権利についてはよく知らない、という意見が多数であり、アンケートと同様の認知度の低さが見られました。

【子どもの意見表明・参加の促進に関すること】

- 周りの大人へ自分の意見を言える子どもと言えない子どもがいました。意見を言えない子どもの回答について、「心配されるので言えない」など、自分から大人へ意見の出し方に悩んでいる回答が多くありました。一方で、「意見を言ってもしょうがないけど、必要なことを、人を選んで聞いている」など、意見表明を行うことについて前向きにとらえて自分なりに行動している意見も見られました。
- 地域の行事へ参加しているとの回答が多くあり、地域の神社のお祭りや各施設のイベントに参加した経験を持っている子どもが多くいました。

【子どもの居場所に関すること】

- 放課後は、ヒアリング施設や公園でのサッカーやドッジボール、友人とのカードゲームの他、家で過ごすという回答が多くありました。
- ホッとできる場所としては、自分の家やヒアリングを行った施設を挙げる回答が多くありました。

【子どもの権利侵害の防止及び相談・救済に関すること】

- 少数ながら暴力を受けた経験や傷つく言葉を言われた経験等を話す子どもがいました。
- また、「先生は子どもにやってはいけないということを自分化する」、「区役所に相談したけど何もしてくれなかった」といった先生や区の対応に対する回答もありました。

【悩みや不安、相談に関すること】

- 悩みや不安はない、無回答が多数でした。小学生では、友達や先生との関係や「中学生になったら友達ができるのか心配」、中高生以上では、将来への不安や自分の人間性、学校がつまらない等の回答がありました。
- 悩みの相談先は、親や兄弟、仲の良い友達、先生という回答が多数ありました。一方で、「誰にも言えない」等の回答もありました。また、相談窓口を知っている子どもはほぼいませんでした。
- 性的マイノリティの子どもからは、「親にも誰にも相談できる状況ではなく、親や学校へ性的マイノリティに対する理解促進が必要である」という回答がありました。
- 利用しやすい相談先は、家や学校等身近なところで相談をしたいという回答がある一方で、親などに絶対言わないでほしいという回答もありました。区の相談窓口については、区立小中学校生徒全員へ導入されているタブレット端末を活用した相談システムである「アシストおはなし」への好意的な回答や、相談できる人が近くにきてほしいといったアウトリーチへの要望等、多様な回答がありました。

【子どもの自己肯定感について】

- 多くの子どもが「自分のことが好き」「毎日が楽しい」と回答しました。しかしながら、「自分のことが嫌い」といった声もありました。
- 親や友達など、周りから大切にされているかという問いについては、多数が「大切にされている」と回答しました。なかには、「親からは大切にされていない」「施設のスタッフからは大切にされているが、自分がそれに応えられていない」という意見もありました。

【豊島区の施策に関すること】

- 区役所にやってほしいこととして、公園に対する要望が多く出され、特に「野球やサッカーができる公園を増やしてほしい」との声がありました。その他、自分が利用する施設を増やしてほしいという声が多くありました。

第2章 子ども・若者と家庭を取り巻く状況

第3章 施策の方向



1 計画の基本理念

- 子ども・若者は生まれながらに権利の主体であり、自分らしい人生を自分で選ぶことができます。そして、次の時代を担うかけがえのない宝です。
- 子ども・若者が自分らしく生きるために、子ども期に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる『大切な子どもの権利』が保障され、ライフステージに応じた切れ目のない支援を受けながら、今とこれからにとっての最善の利益を守られることが必要です。
- 豊かな文化を育み、様々な価値観をもつ人々がお互いを尊重し合い、共生するまち豊島区。このまちで、子ども・若者は、身近な愛情に包まれて、自己肯定感を育みながら自尊感情を醸成し、健やかに成長するとともに、多様な他者ととも未来を切り拓いていきます。
- 子ども・若者との対話をしながら、区のあらゆる施策に「豊島区子どもの権利に関する条例」に掲げる子どもの権利保障の理念を反映するよう、ともに進めていきます。子供の声の反映に当たっては、家庭、子どもに関わる施設、地域、行政など関係する機関と緊密に連携し、子ども・若者の声や声なき声を丁寧に聴き、施策に結び付けていきます。
- すべての子ども・若者が、社会の一員として今を主体的に生き、明るい未来を切り拓くために、安全安心に暮らし、成長できるまちづくりを推進します。

【基本理念】

子ども・若者とともにつくる
子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち豊島区



2 基本的な考え方

豊島区では、計画の基本理念を実現するために、次に掲げる6つの目指す姿へ向けて必要な施策を進めていきます。

(1) 子どもの権利が保障され、全ての子どもが居場所を持ち、自分らしく成長できるまち

すべての子どもは、生まれながらに皆等しく、子どもの権利を持っており、その権利は保障されるものです。そのために、以下の取組を進めていきます。

○子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利への理解を深め、学びを継続することで、子どもの権利保障の理念が浸透するよう取組を推進します。

○子どもの社会参画を進めるため、自分のことに関する子どもの意見が尊重されつつ表明され、それをおとなが受け止め、フィードバックするといった意見反映の取組を進めます。

○子どもが安心して過ごせる環境を確保するために、子どもの居場所を充実化させていきます。

○大切な子どもの権利が虐待やいじめなどにより侵害されないように権利侵害防止に取り組むとともに、権利侵害が生じてしまった際のサポート体制を整備します。

(2) 全ての子ども・若者の最善の利益が守られ、安心して生きることができるまち

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通して、成長し、自立していきます。その過程においては、虐待、DV、ヤングケアラー、いじめ、不登校、引きこもり、障害、非行など困難な状況にあったり、外国籍や性的なマイノリティであるために生きづらさを感じたりしている子ども・若者もいます。それら子ども・若者の多様性を容認し、インクルージョンの視点でライフステージを通じて支援します。

(3) 妊娠期の方や子育て家庭が安心して子育てできるまち

子どもが健やかに成長するためには、家庭が孤立することなく、また、保護者が過度な負担やストレスを感じることなく、子どもと安心して暮らせる環境が必要です。そのために、医療・健康支援、子育てサービス、家庭教育・相談支援、及び生活困窮やひとり親家庭への支援といった妊娠期の方や子育て家庭に係る包括的な支援を切れ目なく、プッシュ型で進めていきます。

(4) 一人ひとりの子どもが主体的に学び、育つことができるまち

子どもが自己肯定感を育み、自己として確立していけるように、子どもの育ちに係る質にも目を向けて、幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実化を図るとともに、子どもの主体性を尊重した学校環境を整備していきます。

第3章 施策の方向

(5) 一人ひとりの若者が社会とつながり合い、自分らしく成長できるまち

若者が主体的に自らの人生を歩み、社会の一員として経済的・社会的に自立していけるように、生活力の向上や健康の確保を図るとともに就労支援・相談の支援を行います。また、居場所や活動の場の充実度を高めつつ、若者の社会参画を促進します。

(6) 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支え、ともに成長できるまち

すべての子ども・若者の権利が保障され、つながり合い、最善の利益が守られる中で自分らしく成長できるように、豊島区の子ども・若者やその家族のために活動している人や団体、企業等を支援し、連携・協働の取組を進めていきます。また、良質な子育て世帯向け住宅の供給等の子育てしやすいハード環境を整備し、防犯や事故の防止等を進めることで、子ども・若者が安全かつ安心して成長できるまちづくりを推進します。

基本理念

子ども・若者とともにつくる

子どもの権利が保障され 自分らしく成長できるまち 豊島区

目指す姿	取組の方向性	具体的取組
I 子どもの権利が保障され 子どもが 自分らしく成長できるまち	(1)子どもの権利に関する理解促進 (2)子どもの意見表明・反映及び社会参画の支援 (3)子どもの居場所・体験活動の充実 (4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済	(1)①子どもの権利の普及啓発・情報発信 (1)②子どもの権利に関する継続的な学びの推進 (2)①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援 (3)①子どもの居場所の充実 (3)②屋外遊び場の充実 (3)③活動・体験機会の充実 (3)④学習支援の充実 (4)①児童虐待防止対策・いじめ防止対策 (4)②相談・救済体制の整備
II 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち	(1)子どもや家庭への医療・健康支援 (2)子育て家庭への支援	(1)①妊娠期からの切れ目のない支援 (1)②子どもの健康確保のための取組 (2)①子育て支援サービスの充実 (2)②家庭教育支援 (2)③相談支援 (2)④生活困窮家庭への支援 (2)⑤ひとり親家庭への支援
III 子どもが主体的に学び 育つことができるまち	(1)幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実 (2)子どもの主体性を尊重した学校環境の整備 (3)子どもに関わる人への支援	(1)①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実 (1)②幼児教育・保育の質の向上 (1)③幼稚園・保育所と小学校の連携 (2)①子どもの権利に関する継続的な学びの推進 (2)②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援 (2)③学校における活動・体験機会の充実 (3)①子どもに関わる人への支援 (3)②子どもに関わる人のための環境整備
IV 若者が社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち	(1)若者の自立支援 (2)若者の社会参画支援	(1)①日常生活への支援 (1)②経済的自立への支援 (2)①居場所・活動の場の充実 (2)②社会参画の推進
V 子ども・若者が 安心して 生きることができるまち	(1)一人ひとりに寄り添った支援 (2)相談体制の充実と情報発信	(1)①子どもの虐待防止(再掲)、ヤングケアラーへの支援 (1)②社会的養育の推進 (1)③子どものいじめ防止(再掲)、不登校、ひきこもりへの支援 (1)④障害のある子ども・若者や医療的ケアの必要な子どもへの支援 (1)⑤外国にルーツを持つ子ども・若者への支援 (1)⑥非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 (1)⑦その他配慮が必要な子ども・若者(DV、多様な性自認・性的指向の人々、自殺予防など)への支援 (2)①相談体制の充実と情報発信
VI 区民・地域・企業等が 子ども・若者・家庭を支え ともに成長できるまち	(1)区民・地域・企業等との連携・協働 (2)安全・安心な社会環境の整備 (3)子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり	(1)①地域の子ども・若者支援活動、子育て支援活動への支援 (1)②区民や地域団体、大学との連携・協働及び地域ネットワークの形成 (1)③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し①子育て世帯にやさしいまちづくりの推進 (2)②有害環境等への対応 (2)③事故予防・防犯の推進 (3)①文化・芸術に親しむ環境づくり

第3章 施策の方向

「4 取組の方向性と施策」の留意事項

ここでは、3施策の体系のうち、「取組の方向性」「具体的取組」の別に、取り組む方向性と施策を記載しています。

・「取組の方向性」ごとに【現状と課題】と【方向性】を記載し、「取組の方向性」には「計画の進捗を測る指標」を設定し、指標の現状と計画期間で目指す方向性を示しています。

「計画の進捗を測る指標」記載例

指標名	現状	指標の現状	目指す方向性 (令和11年度)	計画期間で 目指す方向性
自分のことが「好き」と回答した子どもの割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 小学生 44.8% 中高生 31.2% 		↗

次に、「計画の進捗を測る指標」を向上させるための取組として「具体的取組」を記載しています。

「重点事業」については、下記記載例のように、事業ごと事業目標・目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。

また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として掲載しています。

「重点事業」や「計画事業」を推進することで「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指します。

「具体的取組」記載例

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

重点事業		事業ごとの「事業目標」		
事業名	事業目標	事業内容		
3 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。		
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①10回 ②3回 ③1回	①10回 ②7回 ③3回

事業ごとの「目標値」

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
148 社会的養育促進事業	民間事業者（フォスタリング機関）も活用した家庭養育の普及啓発、委託促進とともに、社会的擁護の担い手の一つである児童養護施設の誘致を検討します。	児童相談課

新規

※ 上記の例のように、新規で実施する事業や実施に向けて検討中の事業には、「事業名」の欄に

新規と記載しています。



4 取組の方向性と施策

< I > 子どもの権利が保障され、全ての子どもが居場所をもち、自分らしく成長できるまち

取組の方向性

(1) 子どもの権利に関する理解促進

【現状と課題】

豊島区が平成18年に「子どもの権利に関する条例」を制定してから20年が経過しようとしています。この間、区はこの条例に定める子どもの権利保障の理念をあらゆる施策に反映させるよう取組を進めてきました。しかしながら、アンケート調査においては、本条例を「知っている」と回答した人は保護者、子どもともに1割程度、子どもに関わる地域団体でも6割未満となりました。5年前の調査と比較すると認知度が少しずつ向上しており、子どもの権利に関する理解が進んでいる状況がうかがえますが、区民に十分浸透しているとは言えません。

また、区施設職員及び地域団体に対する調査では、「子どもの権利について学ぶ機会がない」と回答した人が6割以上となっており、子どもの権利に関する普及・啓発が不足している状況にあります。

【方向性】

「子どもの権利に関する条例」では、子どもが持つ権利を具体的に規定するとともに、家庭・施設・地域における子どもの権利の保障についても規定しています。家庭・施設・地域などのあらゆる場面で子どもの権利が保障されるためには、子どもや子どもに関わる大人が子どもの権利について理解を深め、一人ひとりが「子どもの最善の利益」の確保と実現を考えていくことが重要です。「子どもの権利に関する条例」の趣旨や子どもの権利が広く子どもや子どもに関わる大人に浸透するよう、対象に合わせた効果的な手法での普及啓発や学習機会の確保に取り組んでいきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
「子どもの権利に関する条例」を「知っている」と回答した人の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども 7.8% ・保護者 14.7% ・若者 1.8% ・区施設職員 77.0% ・地域団体 57.3% 	↗
職場や地域で子どもが子どもの権利を学ぶ機会が「ある」と回答した区施設職員・地域団体の人の割合	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・区施設職員 54.7% ・地域団体 20.5% 	↗
区心理検査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学6年生 69.8% ・中学3年生 74.2% 	目標値 80.0%

根拠：計画策定のためのアンケート調査、区心理検査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	多様な媒体による広報・周知の充実	周知用パンフレット等の修正・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・周知用の動画作成 ・区内イベント等での普及活動実施 ・SNSを活用した広報

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
2 「子ども月間」事業	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。		子ども若者課

②子どもの権利に関する継続的な学びの推進

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①10回 ②3回 ③1回	①10回 ②7回 ③3回

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
4 学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		子ども若者課 指導課
5 保育の質向上事業	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。		保育課

取組の方向性

(2) 子どもの意見表明・反映及び社会参画の促進

【現状と課題】

豊島区では、学校施設を活用した小学生の放課後の居場所である「子どもスキップ」や、中高生向け児童館である「中高生センタージャンプ」において利用者会議を開催し、子どもが自分の意見を表明する機会を提供するとともに、会議での意見は施設運営や行事の開催等へ反映させる取組を進めてきました。

また、子どもの意見表明機会の提供と区政参画を目的として、区政に関するテーマについて話し合い区長や区職員等へ発表する「としま子ども会議」を開催しています。令和5年6月からは、小中学生等の声をこれまで以上に区政に反映させるための子ども向け「広聴はがき」を区民ひろば等の区施設に設置し、区長への手紙として投函する「子どもレター」事業を開始し、意見への区取組内容を手紙の返信によりフィードバックすることで、子どもの区政参画を推進する取組を進めています。

令和5年度に実施したアンケート調査においては、子どもは家庭や学校で自分の意見を聞いてもらえており、また保護者や学校職員も子どもの意見を聞くことができていると認識していることが示されています。一方で、子どもが地域で意見を言えると思うと回答した割合及び、地域においても子どもの意見を実現できていると思うと回答した割合は、家庭や学校と比べて低くなる傾向が見られました。

【方向性】

子どもの意見が尊重されながら社会に参画できるようにするために、子どもが意見を表明できる機会を確保していきます。また、学校や児童館等の子ども施設においても子どもの意見や話し合ったことを受け止め、施設運営等に反映されるような取組を進めます。

また、子どもが地域社会の一員として主体的に地域に参加できるように、地域活動参加の機会確保や参画促進の支援を行います。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
家で何かを決めるとき、「意見を言える」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 86.5% ・中高生 92.7%	→
家で「意見や思いを大切にされた」と回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 52.2% ・中高生 51.6%	↗
子どもが自主的・主体的に地域や活動に参加できる機会が「どちらかというところ」と回答した区民の割合	令和5年度	18歳以上の区民 19.9%	↗
地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがあると回答した子どもの割合	令和5年度	・小学生 35.2% ・中高生 33.7%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査、協働のまちづくりに関する区民意識調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの意見表明・反映及び社会参画の仕組みづくり

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
6 としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中学生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①17人 ②2件
			①30人 ②3件

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
7 利用者会議の開催	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	子ども若者課 放課後対策課

②子どもの意見表明・反映及び社会参画への支援

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
8 子ども地域活動支援事業	子どもが地域社会の大事な担い手として、大人と一緒に地域活動に参加できるよう、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	子ども若者課
9 青少年指導者養成事業	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	学習・スポーツ課

取組の方向性

(3) 子どもの居場所・体験活動の充実

【現状と課題】

子どもは、遊びを通じて自主性・創造性・協調性などを身に付け、心身ともに健やかに成長します。「子どもの権利に関する条例」においても、子どもが憩い、遊び、学ぶ権利や文化や芸術、スポーツ等に触れて豊かな自己や表現力を育む権利が保障されています。

豊島区では、子どもが安心して遊ぶことができるプレーパークや、学校施設を利用した活動の場である子どもスキップ、中高生の活動の場である中高生センタージャンプなどを運営し、子どもの遊び場や活動の場の充実に取り組んできました。

アンケート調査では、子どもスキップや中高生センタージャンプ、公園、区民ひろば等に関する満足度は高く、取組の効果も表れています。

一方で、それら施設の認知度や利用した子どもの割合は低く、また、子ども・保護者ともに子どもの遊び場や活動の場の整備を望む声は依然として多いことから、子どもが自由に遊び、自分の好きな活動ができる場の広報と拡充が必要とされています。

【方向性】

子どもが安心して憩い、遊び、学べる環境を確保するため、子どもの居場所や遊び場の整備を検討します。既存の施設については、子どもにとってより魅力のある居場所になるよう内容の充実に取り組むとともに、居場所の拡充へ向けて既存施設の活用や区民ひろばとの連携等について検討していきます。

また、子どもの置かれた様々な状況に寄り添い、豊かな情操を育むために、地域や企業・NPO 団体等と連携した居場所や活動の場の創出に取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和 11 年度)
子どもの遊び場が充実していると回答した保護者の割合	令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前 60.1% ・小学生 40.5% ・中高生 39.1% 	↗
子どもがホッとできる居場所として「地域」と回答した割合	令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生 19.7% ・中高生 13.7% 	↗
区の施設や事業の満足度	令和 5 年度 (小・中学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもスキップ 62.5% ・中高生センター 66.1% ・公園 66.1% ・学校の校庭開放・施設開放 66.9% 	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①子どもの居場所の充実

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
10 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①2,037人 ②25,040人
			①2,500人 ②30,000人

事業名	事業目標	事業内容	
11 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	589,811人
			540,000人

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
12 放課後子ども教室事業	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	放課後対策課
13 子ども食堂ネットワーク	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	子ども若者課

②屋外遊び場の充実

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
14 プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①28,707人 ②8回
			①32,000人 ②10回

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
15 小学校開放事業	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後対策課
16 公園・児童遊園新設改良事業	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。	公園緑地課
17 「としまキッズパーク」の運営	障害のある子どもない子どもと一緒に遊べる「としまキッズパーク」の運営を令和8年度まで延長します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともに遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。	公園緑地課

③活動・体験機会の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
18 次世代育成事業助成	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）	文化デザイン課
19 図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	図書館課
20 生涯スポーツ推進事業	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	学習・スポーツ課
14 プレーパーク事業【再掲】	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	子ども若者課

④学習支援の充実

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
21 としま地域未来塾	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	指導課
22 小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	指導課
23 ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	子育て支援課
24 としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の照会など困窮課題解決のための支援を行います。また、子どもへは区内の無料学習支援活動を行う団体等を紹介します。	福祉総務課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

【現状と課題】

児童虐待やいじめは子どもに対する重大な権利侵害であり、ときには生命や身体に危険を生じさせるおそれがあります。

豊島区における児童虐待の新規相談及び通告件数は近年増加傾向にあり、年齢別では、小学生以下の児童虐待に対する件数が多くを占めています。

令和5年度に実施したアンケート調査では、小学生・中高生の保護者の11.6%が自身や身の回りの子どものいじめに気付いたことがあると回答しています。また、悩んでいることや困っていることはないかと回答した子どもは25.5%であり、小・中学生の36.9%が今までにものごとがうまくいかずに落ち込んだ経験があり、高校生の7.4%が今までに社会生活や日常生活を送ることができない状況を経験しています。

このような児童虐待やいじめ等子どもの権利侵害を防止し、被害を受けた子どもを救済するために、被害を早期に発見し、救済・回復へとつなげていく充実した体制が必要とされています。

【方向性】

児童虐待やいじめ等の子どもの権利侵害に対しては、第三者機関である子どもの権利擁護委員を核として、未然防止と発生後支援の両面から対策を進めます。児童虐待防止にあたっては、親子の孤立化を防ぐ取組や、親の子育て力向上へ向けた支援を行います。また、関係機関が相互に情報を共有し、連携・協働することにより発生予防・早期発見に努めます。

虐待やいじめなどの権利侵害が生じた後のサポートとしては、影響が最小限に抑えられるように、子どもや子どもを持つ保護者が安心して相談や救済を求めることができる体制整備とその情報発信や普及啓発を進めていきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状	目指す方向性 (令和11年度)
学校が楽しいと感じている子どもの割合	令和5年度 ・小学生 64.8% ・中学生 55.0%	↗
不安に思うことや困っていることを相談でき、虐待や体罰、いじめなどがあったときは助けを求めることができると回答した割合	令和5年度 ・保護者 53.6% ・高校生 82.4%	↗
困ったり悩んだりしたときに相談窓口を利用したくないと回答した割合	令和5年度 ・小学生 47.7% ・中学生 62.0%	→
上記の理由として、相談しても解決できないと思うからと回答した割合	令和5年度 ・小学生 35.0% ・中学生 58.8%	↘
悩みやこまりごとなどを相談できる場所（なやみりーぐイム、アソシエーションなど）の認知度	令和5年度 ・小学生 68.1% ・中学生 48.2%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

① 児童虐待防止対策・いじめ防止対策

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
25 子ども虐待防止ネットワーク事業		児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②43回	①2回 ②40回

事業名		事業目標	事業内容	
26 いじめ防止対策推進事業		児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見を図ります。	①学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心理面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員の研修の実施	①小学校 80.0% 中学校 90.9% ②職層に応じ、年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ、年3回実施

計画事業			
事業名	事業内容		担当課
27 子どもに関わる職にある者の服務の厳正	学校教諭や子どもに関わる施設職員に対して服務事故防止に関する研修を行います。		指導課
新規 28 児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。		子育て支援課
29 こんにちは赤ちゃん事業	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。		健康推進課 長崎健康相談所
30 子育て訪問相談事業	支援施設に向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。		子育て支援課
31 母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。		子育て支援課
32 家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。		子育て支援課
33 スクールカウンセラー事業	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣しいじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。		指導課 教育センター
34 スクールソーシャルワーカー活用事業	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。		教育センター

第3章 施策の方向

②相談・救済体制の整備

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
35 「としま子どもの権利相談室」の運営		子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを運営します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	相談件数	令和5年度に設置	50件

事業名		事業目標	事業内容	
36 子どもの権利擁護委員相談事業		子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども若者課	権利侵害に関わる活動件数	28件	50件

計画事業				
事業名		事業内容	担当課	
37	児童相談所の運営	子どもに関する専門的な相談を受け付け、問題の解決に向けた助言や親子関係の再構築を行います。また、虐待や非行等により児童を家庭から分離する必要がある場合、法的権限に基づき一時保護や施設入所措置を行い、児童の安全の確保を図ります。	児童相談課	
38	人権擁護委員相談事業	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもを対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	区民相談課	
39	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。	子ども若者課	
40	子どもに関する相談事業	0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	子ども家庭支援センター	
41	子どもからの専用電話相談	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子育て支援課	
42	子ども家庭女性相談事業	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	子育て支援課	

＜Ⅱ＞ 妊娠期の方や子育て家庭が、安心して子育てできるまち

取組の方向性

(1) 子どもや家庭への医療・健康支援

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、母子が心身ともに健康を保持し、増進することが必要とされます。

豊島区では、令和4年に児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うため組織を見直し、既存組織に加えて新たに「子ども家庭支援センター」を設置することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築しました。

令和5年度に実施した子育て家庭へのアンケート調査においては、「休日・夜間診療などの小児医療体制の充実」や、「母親や乳幼児の健康診査・予防接種等の母子保健事業の充実」を望む声が多くなっています。核家族化の進行や労働環境の変化等により共働き世帯が増加したり、新型コロナウイルス感染症防止対策を起因としてテレワークやオンライン化が急速に導入されたりと保護者の働き方やライフスタイルが大きく変化していく中で、子どもや家庭にに応じて必要な情報や支援が提供される環境が求められています。

【方向性】

全ての家庭を対象に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を提供していきます。その際、区、保健所、医療機関、幼稚園、保育所等の関係機関が緊密に連携し、情報を共有することで、積極的かつ包括的な相談対応や子どもの健康確保を促進します。また、デジタル技術を活用して、子育て関連の手続き負担の軽減と情報発信・広報の改善を行い、子育て家庭の手続きの利便性向上を進めます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
安心して子どもを産む環境づくりができていると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 62.5%	↗
これからも豊島区に住み続けたいと回答した保護者の割合	令和5年度	保護者 48.8%	↗

根拠：計画策定のためのアンケート調査

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

① 妊娠期からの切れ目ない支援

計画事業		事業名	事業内容	担当課
28	こんにちは赤ちゃん事業	【再掲】		健康推進課 長崎健康相談所
43	としま子育て応援パートナー事業	特に支援を必要とする妊婦及びその家族について、サポートプランを作成し継続的な支援を実施します。		健康推進課 長崎健康相談所
新規	ゆりかご・としま事業	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズを配布します。		健康推進課 長崎健康相談所
新規	母子手帳アプリ母子モ	妊娠・成長記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や検診のデジタル化を推進します。		健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課
45	母子手帳アプリ母子モ	妊娠・成長記録、子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理のほか、面接の予約や検診のデジタル化を推進します。		健康推進課 長崎健康相談所 保健予防課
46	妊婦健康診査	妊婦の健康保持増進を図るため、妊婦に対し妊婦健康診査・超音波検査・子宮頸がん検診の公費助成を実施します。また、産婦に対し、母体の回復や授乳状況の把握を行う産婦検診の公費負担を推進します。		健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課
47	育児支援ヘルパー事業	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。 ※ひとり親家庭は要件が異なります。		子ども家庭支援センター
48	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦の方に、入院費用の全部または一部を補助します。		子育て支援課

② 子どもの健康確保のための取組

重点事業		事業名	事業目標	事業内容	
49	乳幼児健康診査		乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4 か月児、6～7 か月児、9～10 か月児、1歳6 か月児、3 歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4 か月児及び3 歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	
				目標	現状値（令和5年度）
担当課	健康推進課 長崎健康相談所		①乳児（3～4 か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①96.7% ②92.9%	①97.0% ②95.0%

計画事業		事業名	事業内容	担当課
新規	50	離乳食講習会	生後5か月以降に開始する離乳食のすすめ方について、口の機能の発達に合わせた調理のポイントや実演を交えた講習会を実施します。	健康推進課 長崎健康相談所
	51	乳幼児歯科衛生相	乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、	健康推進課

第3章 施策の方向

談事業	3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	長崎健康相談所
52 予防接種事業	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	保健予防課
53 先天性風しん症候群予防対策事業	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻疹・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	保健予防課
54 子どもの医療費助成事業	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
55 休日診療事業	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	地域保健課
56 平日準夜間小児初期救急診療事業	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	地域保健課
57 こどものぜん息水泳教室	気管支ぜん息等の診断を受けている児童・生徒を対象に呼吸法等の訓練により健康の維持、回復を図ることを目的に水泳教室を実施します。	地域保健課
58 子どものための禁煙外来治療費助成事業	胎児を含む子どもを受動喫煙による健康被害から守るため、妊婦本人及び妊婦や18歳未満の子とも同居する者並びに20歳未満の喫煙者が、区長が指定する医療機関において禁煙外来治療を完了した場合に一定額を助成します。	地域保健課

第3章 施策の方向

取組の方向性

(2) 子育て家庭への支援

【現状と課題】

令和5年度に実施したアンケート調査でも、共働き世帯は非常に多いことが示されています。また、育児に関して特に不安なことや悩んでいることとして、保護者の46.1%が「仕事と子育て両立に関すること」と回答しており、ワーク・ライフ・バランスの難しさが伺えます。「不安や悩みはない」と回答した保護者は全体の18.9%であり、「遊ばせ方やしつけに関すること」、「経済的な負担に関すること」、「病気や発達に関すること」など子育て家庭が持つ不安や悩みは多岐に渡っています。保護者の13.0%が「子育てが精神的に負担になっていること」と回答し、8.5%が「気軽に相談できる場所がわからないこと」と回答していることから孤独感や孤立感を抱えながら子育てをしている保護者の状況が伺えます。子育て環境が変化していく中で、安心して子育てができるように、また、子どもの今や将来がその生まれ育った環境で左右されることのないように子育て家庭や子どもの状況に応じた働きかけや支援を行っていくことが重要です。

【方向性】

必要な家庭に適切な支援が行き届くよう、福祉・保健等横断的に子育て家庭への支援サービスの充実を図ることで、地域の子育て支援を一体的に進めていきます。併せて、家庭教育を進めて育児の担い手を増やすとともに、相談支援を実施して、保護者である母親、父親等が地域とつながり、安心して子育てできるような環境づくりに取り組みます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
子育てが楽しいと感じることの方が多いと答えた保護者の割合	令和5年度	就学前 67.9%	↗
育児に不安や悩んでいることは特にないと回答した保護者の割合(%)	令和5年度	就学前 18.9%	↘
子育ての相談について頼れる人がいると回答した保護者の割合(%)	令和5年度	・小学生保護者 71.8% ・中高生保護者 65.8%	↗
過去1年間でお金が足りず家族が必要とする食料が買えないことがあったと回答した保護者の割合(%)	令和5年度	・小学生保護者 3.7% ・中高生保護者 9.0%	↘

根拠：計画策定のためのアンケート調査

【具体的な取組】

①子育て支援サービスの充実

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
59	東部・西部子ども家庭支援センター事業	親子で楽しく遊び過ごせる居場所を提供し、安心して子育てができるようにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中	調整中

事業名		事業目標	事業内容	
60	地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設	地域における子育て世代の交流の場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護者の相互交流の場を小学校区単位に開設しています。また、保護者からの育児相談に応じ、必要な情報の提供を行うなど地域の子育てを支援しています。	
		目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	地域区民ひろば課	延べ利用者数	149,051人	222,500人

計画事業				
事業名		事業内容		担当課
31	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	【再掲】		子育て支援課
44	育児支援ヘルパー事業	【再掲】		子ども家庭支援センター
61	マイほいくえん事業	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。		保育課
62	子どもショートステイ事業	保護者の疾病、出産などにより、一時的に保育を必要とする児童に対して宿泊を伴う養育を行います。		子ども家庭支援センター
63	ファミリー・サポート・センター事業	生後43日から小学校修了時までの子どもを持ち、子育ての援助を必要とする方（利用会員）と子育ての援助ができる方（有償ボランティアの援助会員）からなる会員組織です。区は事務局として会員間の橋渡しを行い、地域の中での子育てを支援します。		子育て支援課
64	子育てひろば事業補助	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。		保育課
65	産後ケア事業	おおむね産後4か月未満の、産後ケアを必要とする母子に対して、助産師等による心身のケア、育児の支援その他母子の健康及び増進に必要な支援を行います。		健康推進課 長崎健康相談所

新規

第3章 施策の方向

66	妊婦のための支援給付事業	妊娠期の経済的負担軽減のため、支援給付を実施します。あわせて妊婦等に対する相談支援を行います。	健康推進課
67	子育て支援総合相談事業	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠期から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	子育て支援課

②家庭教育支援

計画事業				
事業名	事業内容		担当課	
68	家庭教育推進事業	区立小中学校 PTA 及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援し、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。	庶務課	
新規	69	母親学級、パパママ準備教室	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、保育方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	健康推進課 長崎健康相談所
70	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	子ども家庭支援センター	
71	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	子ども家庭支援センター	
72	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	子ども家庭支援センター	
73	保護者向け就学前教育に関する啓発	保幼小中連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施策を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	庶務課（教育施策推進担当課長）	

③相談支援

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
59 東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに総合的に対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	子ども家庭支援センター	調整中	調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
29 子育て訪問相談事業	【再掲】	子ども家庭支援センター
64 マイほいくえん事業	【再掲】	保育課
67 子育て支援総合相談事業	【再掲】	子育て支援課
74 乳幼児健全育成相談事業	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	保育課

④生活困窮家庭への支援

重点事業				
事業名	事業目標	事業内容		
75 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	子育て世帯を対象に、保護者へは就労体験や各種助成制度の紹介など、困窮課題解決のための支援、お子さんへは区内の無料学習支援活動を行う団体等のご紹介をします。		
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）	
担当課	福祉総務課	①支援者数 ②無料学習団体数 （とこネット登録団体数）	①19人 ②15団体 19教室	①30人 ②19団体 23教室

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
76 家計改善支援事業	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	福祉総務課
77 学力向上・進学支援プログラム	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	生活福祉課 西部生活福祉課
78 被保護者自立促進事業	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	生活福祉課 西部生活福祉課
79 奨学基金援護事業	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	西部生活福祉課 子育て支援課
80 就学援助費支給	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	学務課
81 受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	福祉総務課
82 被保護者次世代育成支援事業	原則として小学4年生から高校卒業年次の子どものいる生活保護受給世帯に対し、専門の支援員が面談や訪問による学習状況・生活状況の把握、課題に応じた相談支援、進学に関する情報提供、無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていただけるように支援します。	生活福祉課 整備生活福祉課

新規

第3章 施策の方向

⑤ひとり親家庭への支援

重点事業				
事業名		事業目標	事業内容	
83 ひとり親家庭支援センター事業		ひとり親家庭が抱える課題の解消を図ります。	「ひとり親家庭支援センター」を設置し、ひとり親家庭の総合窓口として、様々な相談に応じ、支援を提供します。	
担当課	子育て支援課	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
		相談件数	7,224件	8,000件

計画事業				
事業名	事業内容		担当課	
23	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	【再掲】	子育て支援課	
30	母子一体型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	【再掲】	子育て支援課	
84	養育費に関する取り決め促進事業	ひとり親世帯の生活の安定を図るため、公正証書作成や養育費保証など養育費の確実な履行確保のための補助を行い、養育費についての取り決めを行うことを促進します。	子育て支援課	
85	母子及び父子福祉資金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭等を対象に、経済的自立の援助と、生活意欲の助長を図り、合わせて扶養する児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行います。	子育て支援課	
86	母子家庭等自立支援給付事業	経済的自立の促進を図ることを目的に、児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父が、資格取得や就労に生かせる講座を受講するための給付金を支給します。	子育て支援課	
87	ひとり親家庭自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の母及び父に個別に面接を行い、ハローワークとの連携など個々のケースに応じた就労支援を行います。	子育て支援課	
88	福祉住宅	民間賃貸アパート等に住み、住宅にお困りの高齢者や障害者、ひとり親世帯の方に、福祉住宅を供給します。	住宅課	
89	母子生活支援施設	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	子育て支援課	

＜Ⅲ＞一人ひとりの子どもが主体的に学び、育つことができるまち

取組の方向性

（１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実

【現状と課題】

これまで、豊島区では積極的に私立保育園を整備する等し、区の保育施設においては、令和2年度以降待機児童ゼロを維持しているところです。一方で、近年は0～5歳人口の減少や0歳児を中心とした年度当初の保育施設の定員割れ等、保育を取り巻く環境は大きく変化しています。また、障害児や医療的ケア児、外国籍児童等、特別な配慮が必要な子どもの増加や、地域で孤立しがちな在宅子育て家庭への支援が求められています。こうした中で、令和6年5月から「豊島区子ども・子育て会議」に専門委員会を設置し、今後の区立保育園の役割を明確にするための検討を進めています。

また、学童クラブの利用児童数は増加を続けていましたが、対象により事業時間を定める等により待機児童はゼロとなっています。子ども一人当たりのスペースや配置職員の確保といった質的向上が課題となっています。子どもが安全・安心な環境のもとで自分らしく好きなことをしながら過ごせる居場所が求められています。

【方向性】

今後の区立保育園のあり方として整理した役割である①保育所保育指針に基づく模範となる保育の提供、②全ての子育て家庭に対する支援、③区全体の保育の質向上、④児童福祉分野の人材育成、⑤災害時・緊急時における保育の確保、⑥保育定員の調整を担えるよう区立保育士の人材育成や施設整備及び配置を進めていきます。

保育園や幼稚園を卒園した後に、円滑に小学校に進学することができるよう、幼保施設と小学校との連携を促進していきます。

子どもスキップと学校の連携により子どもたちが放課後等を安心・安全に過ごし、様々な体験や活動を行うことができる居場所を確保していきます。

【計画の進捗を測る指標】

指標名	現状		目指す方向性 (令和11年度)
保育施設や幼稚園での保育・教育が充実していると思う保護者の割合	令和5年度	就学前 52.7%	↗
保育所待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持
子どもスキップの待機児童数	令和5年度	0人	待機児童ゼロを維持

根拠：計画策定のためのアンケート調査、保育課、放課後対策課作成資料

第3章 施策の方向

【具体的な取組】

①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実

重点事業			
事業名	事業目標	事業内容	
90 私立保育所施設整備助成	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	
	目標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
担当課	保育課	私立保育園の受入定員	5,055人 調整中

計画事業		
事業名	事業内容	担当課
91 新規	幼児教育センター機能の整備 区内の幼児教育の支援拠点となる「幼児教育センター機能」を整備し、各幼児教育施設へアプローチカリキュラム（就学前5歳児指導計画）に基づく研修の実施などにより、公立、私立幼稚園、保育園など施設の種類を問わず、一体的に幼児教育の質の底上げを図っていきます。	庶務課
92 新規	こどもつながる定期預かり事業 保育所等に通っていない未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育師との育児相談の機会を創出します。	保育課
93	通常保育事業 保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	保育課
94	家庭的保育事業 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭的保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	保育課
95	小規模保育事業 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	保育課
96	居宅訪問型保育事業 区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	保育課
97	認証保育所運営費等補助事業 区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	保育課
98	延長保育事業 保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超えて保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	保育課
99	一時保育事業 保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月（保育園は1歳）から就学前の子どもを時間単位で預かり、保育します。	子ども家庭支援センター 保育課
100	病児・病後児保育事業 認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	保育課
101	訪問型病児保育補助事業 病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	保育課
102	休日保育事業 日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	保育課
103	短期特例保育 保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に（利用期間は原則1か月以内）欠員のある保育園で預かります。	保育課
104	認証保育所保育料負担軽減補助事業 認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	保育課